## 瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金(以下「補助金」という。) について 必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) ツクリテ 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類のうち別表第1に掲げる業種に該当し、地場産業等の振興を通じて地域経済・地域コミュニティの活性化への寄与が見込まれる者をいう。
  - (2) 工房 ものづくりを行うために必要な建築物等をいう。
  - (3) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
    - ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに市内において事業を開始する場合
    - イ 他市町村で事業を営んでいる個人が所得税法第229条に規定する開業の届出により、事業所を市内に移転し、事業を開始する場合
  - (4) 家賃 単に家賃のみをいい、消費税、共益費、管理費、駐車場代、敷金、礼金、保証金等は 含まない。

#### (交付目的)

第3条 市内で創業を目指すツクリテに対し、その事業に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することにより、多種多様な製造業を中心とする地域産業の振興、人材の活躍促進及び年齢や性別にかかわらず起業・創業に挑戦できるまちづくりを目指すことを目的とする。

# (補助要件)

- 第4条 この要綱に基づく補助要件は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
  - (1) 第7条の規定による交付申請の日から過去5年以内又は第10条の規定による実績報告の日までに創業し、かつ、第10条の規定による実績報告時点において継続して事業を行っていること。
  - (2) 建築物等の過半を工房部分が占めるものであること。
  - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に 規定する業種でないこと。
  - (4) 第7条の規定による交付申請の日の属する年度又はその前年度に、工房の売買契約若しくは 12月以上の期間の賃貸借契約を締結したものであること。

(5) 第7条の規定による交付申請に係る補助の対象となる経費について、市が実施する他の補助制度による補助を受けていないこと。

### (補助対象者)

- 第5条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内で創業のため工房を 設置するツクリテのうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 次に掲げる研修施設等に在籍している者又は修了若しくは卒業後5年以内の者
    - ア 瀬戸市新世紀工芸館
    - イ 瀬戸染付工芸館
    - ウ 愛知県立瀬戸工科高等学校
    - 工 愛知県立名古屋高等技術専門校窯業校
    - オ 産業技術センター瀬戸窯業試験場
    - カ 愛知県立芸術大学
  - (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者
  - (3) 過去5年間に、公募展覧会で入賞以上の実績がある者
  - (4) 前3号に掲げる者と同等以上の実績を有すると認められる者
- 2 補助対象者は、前項の規定に加え、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - (1) 市税の滞納がない者
  - (2) 補助金の交付を受けようとする事業において、次のいずれかの成果が見込まれる者
    - ア 一週間以上連続した展示会等の出展
    - イ 審査が必要なクラフトフェア等イベントへの出展
    - ウ 公募展覧会への出展
    - エ アからウまでに掲げる出展内容と同等以上の成果が見込まれる者
  - (3) 暴力団 (瀬戸市暴力団排除条例 (平成23年瀬戸市条例第12号) 第2条第1号に規定する暴力 団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を いう。以下同じ。) でない者
  - (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

### (補助対象経費等)

第6条 この要綱に基づく補助事業(以下「補助対象事業」という。)の名称、補助対象経費、補助要件、補助率、補助限度額及び補助期間等は、別表第2に定めるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金事業計画書(様式第2号。以下「事業計画書」という。)を添えて、補助対

象事業ごとに市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による交付申請書の提出期限は、次のとおりとする。
  - (1) 工房家賃補助事業 賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して30日以内
  - (2) 工房改修費補助事業 施工開始日の10日前まで
- 3 前条の補助期間等が年度をまたぐ場合は、年度ごとに申請を行うものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度も継続して補助金を受けようとするときは、交付決定のあった翌年度の4月末日までに、交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、申請内容に変更がない場合は、添付書類及び事業計画書を省略することができる。

### (補助金の交付決定)

- 第8条 市長は、前条第1項及び第3項の交付申請書が提出された場合は、その内容を精査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

# (事業の変更等)

- 第9条 前条第3項の規定により決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助 対象事業を変更又は廃止するときは、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金変更等承認申請書 (様式第4号)を市長に提出し、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金変更等承認通知書(様式 第5号)による承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になった ときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

## (実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は交付決定のあった年度が終了するときは、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金事業実績報告書(様式第6号)に、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金活動実績報告書(様式第7号。以下「活動実績報告書」という。)を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第7条第3項に規定する申請を行うときは、活動実績報告書を省略することができる。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
  - (1) 工房家賃補助事業 賃貸借契約を締結した日から12月を経過した日以後30日以内又は 交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日
  - (2) 工房改修費補助事業 補助対象事業を完了した日以後30日以内又は交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日

3 前項の規定にかかわらず、賃貸借契約の期間中に第4条の要件を欠いた場合又は事業を終了した場合は、第4条の要件を欠いた日又は事業を終了した日以後30日以内に第1項の実績報告書を市長に提出しなければならない。

## (補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の実績報告書が提出された場合は、速やかにその内容を精査し、補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する補助金交付額確定通知を受けた補助事業者の瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金請求書(様式第9号)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

## (交付決定の取消し等)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) 第4条及び第5条の要件を欠いたとき。
  - (4) その他市長が不適当と認める事由ができたとき。

#### (補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助対象経費の収支等に関する帳簿類を備え、これらの帳簿類を補助対象事業が完了した日の属する年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

## (補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行による改正後の瀬戸市ツクリテ創業支援事業費補助金交付要綱は、この要綱の施行の日以後に新たに交付決定を受ける者から適用し、この要綱の施行の日以前に交付決定を受

けた者については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

大分類	中分類	小分類・細分類		
E製造業	09 食品製造業、10 飲料・	091 畜産食料品製造業、093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、094 調味料製造業、		
	たばこ・飼料製造業、11 繊	097 パン・菓子製造業、099 その他の食料品製造業、101 清涼飲料製造業、102 酒類製造業、103		
	維工業、12 木材・木製品製	茶・コーヒー製造業、116 外衣・シャツ製造業、118 和装製品・その他の衣類・繊維製身の回り		
	造業、13 家具・装備品製造	品製造業、123 木製容器製造業、131 家具製造業、201 なめし革製造業、204 革製履物製造業、		
	業、20なめし革・同製品・	205 革製手袋製造業、206 かばん製造業、207 袋物製造業、208 毛皮製造業、209 その他のなめ		
	毛皮製造業、21 窯業・土石	し革製品製造業、211 ガラス・同製品製造業、214 陶磁器・同関連製品製造業、242 洋食器・刃		
	製品製造業、24 金属製品製	物・手道具・金物類製造業、321 貴金属・宝石製品製造業、322 装身具・装飾品・ボタン・同関		
	造業、32 その他の製造業	連品製造業、324 楽器製造業、327 漆器製造業、328 畳等生活雑貨製品製造業		
G情報通信業	41 映像・音声・文字情報制	411 映像情報制作・配給業(411 映画・ビデオ制作業)、415 広告制作業		
	作業の一部			
L学術研究・専門・	72 専門サービス業の一部、			
	73 広告業、74 技術サービ	726 デザイン業、727 著述・芸術家業(7272 芸術家業)、731 広告業、746 写真業		
技術サービス業	ス業			

# 別表第2 (第6条関係)

補助対象事業 の名称	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額	補助期間等
工房家賃補助事業	市内に工房を開設する場合の近傍の取引事例に応 じた賃借料(消費税等は除 く。)	同一賃貸借契約月数が 引き続き12月以上で あること。	1月当たりの賃借料の1/2以内 ただし、1月当たりの賃借料の1/2 の額に1,000円未満の端数が生じ たときは、これを切り捨てるものとす る。(賃貸借契約日数が1月に満たない 場合は、実際に支払った賃借料により 計算する。)	1月当たり 5万円以内	1申請者につき 1回限りで 12月以内 (賃貸借契約の 契約期間開始月 から連続して1 2月以内)
工房改修費補助事業	工房開設に必要な最小限 度の改修費及び設備購入 費(消費税等は除く。) (床、天井、壁、外装工事、 給排水設備工事、空調設備 工事、電気設備工事、解体 工事、窯等事業を実施する に当たって最低限の設備 購入費)	売買契約を締結又は同 一賃貸借契約月数が引 き続き12月以上であ ること。	経費の1/3以内 ただし、経費の1/3の額に1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 切り捨てるものとする。	1 申請 5 0 万円以内	1申請者につき 1回限り